

## ⑭ 一時保護所の体制、対応について

- 夜間、休日の職員体制について、職員とアルバイトや非常勤職員と一緒に宿直体制を敷いている一時保護所が多い中、アルバイト又は非常勤職員のみといった一時保護所も中には見受けられた。
- 非行児童が入所した場合の対応については、個室化が図られていない一時保護所が多いものの、極力、部屋割りについて配慮し、他児童と同室にならないよう、また職員を手厚くする等の対応策を図っている一時保護所が見受けられた。
- 行動自由の制限については、基本的に入所児童の行動制限はしていないものの、一時保護所の出入り口に施錠をするといった程度の制限を行っている一時保護所もあった。
- 学習保障に対する対応としては、カリキュラム等を組んで、午前中2時間程度、一時保護所の職員が学習指導を行っている一時保護所が見受けられた。また、教員OBを指導員として配置することにより、学習保障の強化に努めている例もあった。
- 一時保護所の保護期間の長期化の要因については、受入施設に空きがないというのが一番多く、また、入所について保護者との調整（同意を得るまで）に時間がかかるといった要因も目立った。